様式第１（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○年○月○日

　東　京　都　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　（代表自治体）　区　市　町　村　長　名　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区　市　町　村　長　名　　印

○年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付申請書

　標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱第６条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

１　補助事業者

（代表自治体）　区市町村名

区市町村名

２　広域連携補助事業名

３　交付申請額合計　　　　　金　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 広域連携補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 都補助金交付申請額 | | |
| 区市町村名 | 補助対象経費に係る  各区市町村支出額 | 各区市町村ごとの都補助金交付申請額 |
|  |  |  | （①） | （①×1/2）  （千円未満切捨て） |
|  | （②） | （②×1/2）  （千円未満切捨て） |
| 合計 |  |  |

* 参加する区市町村が３以上の場合、欄を追加すること。

４　広域連携補助事業の内容及び経費明細

別紙「広域連携補助事業説明書」のとおり

様式第１（第６条関係）別紙

**広域連携補助事業説明書**

**１　広域連携補助事業名**

**２　補助事業者の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| ①区市町村名 | （代表自治体）区市町村名  　　　　　　　区市町村名 |
| ②代表自治体の担当部署・担当者名等 | （区市町村名）  （担当部署）  （担当者名）  （担当者連絡先）所在地  　　　　　　　　電話番号 |
| ③代表自治体以外の区市町村の担当部署・担当者名等（※） | （区市町村名）  （担当部署）  （担当者名）  （担当者連絡先）所在地  　　　　　　　　電話番号 |
| ④①の区市町村間の現在までの産業振興に係る連携の状況 |  |

* 参加区市町村数に応じて、適宜欄を追加すること。

**３　広域連携補助事業の概要**

|  |
| --- |
| ①　広域連携補助事業を実施する区市町村における現状と課題 |
| ②　目的（①の現状と課題を踏まえて記入、なぜ広域連携が必要なのかも説明すること） |
| ③　事業内容 |
| ④　期待される効果 |

**４　事業スケジュール**

|  |
| --- |
|  |

**５　広域連携補助事業の実施に要する経費及び補助対象経費の内訳**

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 経費名称・積算 | 広域連携補助事業の実施に要する経費 | 補助対象経費 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 | |  |  |

* 各区市町村の負担がわかるように記載すること。
* 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

**６　備考**

|  |
| --- |
|  |

様式第２（第７条関係）

文書番号

区市町村名

区市町村名

○年○月○日付（区市町村文書番号）で申請のあった○年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金については、下記により交付する。

○年○月○日

東　京　都　知　事　　印

記

第１　交付決定額

　　金　　　　　　　　　　　円

　　（交付決定額の区市町村ごとの内訳）

　　区市町村名　　金　　　　　　　　　　円

　　区市町村名　　金　　　　　　　　　　円

第２　広域連携補助事業の内容

　　この補助金の交付の対象となる事業（以下「広域連携補助事業」という。）は、区市町村（以下「補助事業者」という。）の行う、広域連携事業費補助金交付申請書に記載の事業とする。

第３　通則

補助事業者は、広域連携補助事業を行うに当たっては、この交付決定通知書に定めるもののほか、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第４　事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、広域連携補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

２　前項の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

（１）広域連携補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

（２）広域連携補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

３　前項の規定による補助金の額の前項第１号又は第２号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第１項の規定による取消しに係る広域連携補助事業についての補助金に準ずる。

第５　申請の取下げ

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

第６　状況報告

補助事業者は、広域連携補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

第７　遂行命令等

　　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、広域連携補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し当該広域連携補助事業を遂行すべきことを命じる。

２　補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該広域連携補助事業の一時停止を命じることがある。

第８　実績報告

補助事業者は、広域連携補助事業が完了したとき（広域連携補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）は、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書を知事に提出しなければならない。

第９　補助金の額の確定

知事は、第８の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、広域連携補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　前項の規定により交付すべき補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

第１０　補助金の支払等

知事は、第９の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなれければならない。

第１１　是正のための措置

知事は、第９による審査の結果、広域連携補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該広域連携補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

第１２　交付決定の取消し

知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、第９の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第１３　補助金の返還

知事は、第４及び第１２の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、広域連携補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

２　知事は、第９の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

第１４　違約金及び延滞金の納付

知事が第１２の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、第１３の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

第１５　違約加算金の基礎となる額の計算

第１４第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第１６　延滞金の基礎となる額の計算

第１４第２項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第１７　補助金の経理等

補助事業者は、広域連携補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を広域連携補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

第１８　財産管理及び処分の制限

補助事業者は、広域連携補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等については、広域連携補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

３　補助事業者は、補助事業者又は助成対象者が、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊しし、又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ書面により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

４　前項の承認については、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」（以下、「都財産処分承認基準」という。）に基づくものとする。なお、承認にあたり補助金相当額の納付を伴う場合は、原則として、補助事業者に対し都財産処分承認基準に基づき算出した返還額を請求するものとする。

５　補助事業者は、補助事業者又は助成対象者が第３項の承認を受けて財産を処分した場合は、書面により知事に報告しなければならない。

６　補助事業者は、第３項の規定により承認を受けた助成対象者が当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を納付させることができる。

７　知事は、前項の場合又は第３項の承認により補助事業者が行った取得財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、補助金額を限度として、その全部又は一部を都に納付させることができる。

第１９　補助事業者が助成対象者に補助金の交付決定をする場合に付すべき条件

補助事業者は、間接補助事業により助成対象者に補助金を交付する場合は、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（１）この交付決定通知書第５から第８まで、第１１から第１３まで、第１７及び第１８までの規定の定めるところに準ずること。

（２）都及び補助事業者は、助成対象者に対し、広域連携補助事業の状況及び経理の収支等について、調査することができること。

第２０　補助事業者の事務処理

補助事業者は、間接補助事業の補助金に係る事務処理に当たり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）間接補助事業に係る補助要綱等を整備すること。

（２）補助金の交付決定及び額の確定に伴う完了検査を行う場合は、間接補助事業の内容について前号に規定する補助要綱等に基づき、適正な審査を行うこと。

第２１　間接補助事業に係る返還金の納付

　　補助事業者は、間接補助事業により助成対象者から補助金の返還を受けた場合には、当該返還金に係る都の持分を都へ返還しなければならない。

様式第３（第９条第１項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○年○月○日

　東　京　都　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　（代表自治体）　区　市　町　村　長　名　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区　市　町　村　長　名　　印

○年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金変更交付申請書

　年　　月　　日付　　産労商地第　　　号をもって交付決定の通知のあった標記事業について、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱第９条の規定のとおり、広域連携事業費補助金の変更交付を申請します。

記

１　補助事業者

（代表自治体）　区市町村名

区市町村名

２　広域連携補助事業名

３　変更交付申請額合計　　　　　金　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 広域連携補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 都補助金交付申請額 | | |
| 区市町村名 | 補助対象経費に係る  各区市町村支出額 | 区市町村ごとの都補助金交付申請額 |
|  |  |  | （①） | （①×1/2）  （千円未満切捨て） |
|  | （②） | （②×1/2）  （千円未満切捨て） |
| 合計 |  |  |

* 参加する区市町村が３以上の場合、欄を追加すること。

４　広域連携補助事業の内容及び経費明細

別紙「広域連携補助事業説明書」のとおり

様式第３（第９条第１項関係）別紙

**広域連携補助事業説明書**

**１　広域連携補助事業名**

**２　広域連携補助事業者の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| ①区市町村名 | （代表自治体）区市町村名  　　　　　　　区市町村名 |
| ②代表自治体の担当部署・担当者名等 | （区市町村名）  （担当部署）  （担当者名）  （担当者連絡先）所在地  　　　　　　　　電話番号 |
| ③代表自治体以外の区市町村の担当部署・担当者名等（※） | （区市町村名）  （担当部署）  （担当者名）  （担当者連絡先）所在地  　　　　　　　　電話番号 |
| ④①の区市町村間の現在までの産業振興に係る連携の状況 |  |

* 参加区市町村数に応じて、適宜欄を追加すること。

**３　広域連携補助事業の概要**

|  |
| --- |
| ①　広域連携補助事業を実施する区市町村における現状と課題 |
| ②　目的（①の現状と課題を踏まえて記入、なぜ広域連携が必要なのかも説明すること） |
| ③　事業内容 |
| ④　期待される効果 |

**４　事業スケジュール**

|  |
| --- |
|  |

**５　広域連携補助事業の実施に要する経費及び補助対象経費の内訳**

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 経費名称・積算 | 広域連携補助事業の実施に要する経費 | 補助対象経費 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 | |  |  |

* 各区市町村の負担がわかるように記載すること。
* 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

**６　備考**

|  |
| --- |
|  |

様式第４（第９条第３項関係）

文書番号

区市町村名

区市町村名

○年○月○日付（区市町村文書番号）で申請のあった○年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金については、　　　　　年　　月　　日付　　産労商地第　　　号の交付決定を変更し、下記により交付する。

○年○月○日

東　京　都　知　事　　印

記

第１　変更交付決定額

　　金　　　　　　　　　　　円

　　（交付決定額の区市町村ごとの内訳）

　　区市町村名　　金　　　　　　　　　　円

　　区市町村名　　金　　　　　　　　　　円

第２　広域連携補助事業の内容

　　この補助金の交付の対象となる事業（以下「広域連携補助事業」という。）は、区市町村（以下「補助事業者」という。）の行う、広域連携事業費補助金変更交付申請書に記載の事業とする。

第３　通則

補助事業者は、広域連携補助事業を行うに当たっては、この交付決定通知書に定めるもののほか、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第４　事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、広域連携補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

２　前項の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

（１）広域連携補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

（２）広域連携補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

３　前項の規定による補助金の額の前項第１号又は第２号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第１項の規定による取消しに係る広域連携補助事業についての補助金に準ずる。

第５　申請の取下げ

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

第６　状況報告

補助事業者は、広域連携補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

第７　遂行命令等

　　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、広域連携補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し当該広域連携補助事業を遂行すべきことを命じる。

２　補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該広域連携補助事業の一時停止を命じることがある。

第８　実績報告

補助事業者は、広域連携補助事業が完了したとき（広域連携補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）は、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書を知事に提出しなければならない。

第９　補助金の額の確定

知事は、第８の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、広域連携補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　前項の規定により交付すべき補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

第１０　補助金の支払等

知事は、第９の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなれければならない。

第１１　是正のための措置

知事は、第９による審査の結果、広域連携補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該広域連携補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

第１２　交付決定の取消し

知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、第９の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第１３　補助金の返還

知事は、第４及び第１２の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、広域連携補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

２　知事は、第９の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

第１４　違約金及び延滞金の納付

知事が第１２の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、第１３の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

第１５　違約加算金の基礎となる額の計算

第１４第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第１６　延滞金の基礎となる額の計算

第１４第２項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第１７　補助金の経理等

補助事業者は、広域連携補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を広域連携補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

第１８　財産管理及び処分の制限

補助事業者は、広域連携補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等については、広域連携補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

３　補助事業者は、補助事業者又は助成対象者が、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊しし、又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ書面により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

４　前項の承認については、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」（以下、「都財産処分承認基準」という。）に基づくものとする。なお、承認にあたり補助金相当額の納付を伴う場合は、原則として、補助事業者に対し都財産処分承認基準に基づき算出した返還額を請求するものとする。

５　補助事業者は、補助事業者又は助成対象者が第３項の承認を受けて財産を処分した場合は、書面により知事に報告しなければならない。

６　補助事業者は、第３項の規定により承認を受けた助成対象者が当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を納付させることができる。

７　知事は、前項の場合又は第３項の承認により補助事業者が行った取得財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、補助金額を限度として、その全部又は一部を都に納付させることができる。

第１９　補助事業者が助成対象者に補助金の交付決定をする場合に付すべき条件

補助事業者は、間接補助事業により助成対象者に補助金を交付する場合は、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（１）この交付決定通知書第５から第８まで、第１１から第１３まで、第１７及び第１８までの規定の定めるところに準ずること。

（２）都及び補助事業者は、助成対象者に対し、広域連携補助事業の状況及び経理の収支等について、調査することができること。

第２０　補助事業者の事務処理

補助事業者は、間接補助事業の補助金に係る事務処理に当たり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）間接補助事業に係る補助要綱等を整備すること。

（２）補助金の交付決定及び額の確定に伴う完了検査を行う場合は、間接補助事業の内容について前号に規定する補助要綱等に基づき、適正な審査を行うこと。

第２１　間接補助事業に係る返還金の納付

　　補助事業者は、間接補助事業により助成対象者から補助金の返還を受けた場合には、当該返還金に係る都の持分を都へ返還しなければならない。

様式第５（第１０条第１項関係）

区市町村第　　　号

区市町村第　　　号

○年○月○日

　東　京　都　知　事　殿

（代表自治体）　区　市　町　村　長　名　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区　市　町　村　長　名　　印

○年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金中止承認申請書

年　　月　　日付　　産労商地第　　　号をもって交付決定の通知のあった標記事業について、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱第１０条の規定のとおり、中止の承認を申請する。

記

１　補助事業者

（代表自治体）区市町村名

区市町村名

２　広域連携補助事業名

３　中止する理由

様式第６（第１０条第３項関係）

文書番号

○年○月○日

（代表自治体）区市町村長　殿

区市町村長　殿

東京都知事名　　　　印

○年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金の中止承認について

（補助金中止承認・不承認通知書）

年　　月　　日付（　　　　第　　　号）で申請のあった標記事業の中止について、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり承認・不承認する。

記

１　承認・不承認内容

２　付帯条件

* ***下線部については、該当しないものを削除すること。***

様式第７（第１３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○年○月○日

　東　京　都　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　（代表自治体）　区　市　町　村　長　名　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区　市　町　村　長　名　　印

○年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金に係る

広域連携補助事業実績報告書

　○年○月○日付（文書番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る広域連携補助事業が完了したので、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり広域連携補助事業の実績を報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　補助事業者

（代表自治体）　区市町村名

区市町村名

２　広域連携補助事業名

３　交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　　円

４　交付決定年月日　　　　　　　　年　　月　　日

５　広域連携補助事業完了年月日　　　　年　　月　　日

６　広域連携補助事業の実施内容及び事業成果等

　　別紙「広域連携補助事業実施報告書」のとおり

７　広域連携補助事業に要した経費

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定時（変更があった場合は変更時） | | | | | 実績報告時 | | | | |
| 広域連携補助事業に要する経費 | 補助対象経費（①） | 区市町村名 | ①に係る　各区市町村支出額 | 各区市町村ごとの都補助金交付決定額 | 広域連携補助事業に要した経費 | 補助対象経費（②） | 区市町村名 | ②に係る　各区市町村支出額 | 各区市町村ごとに算出した都補助金額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  | 合計 |  |  |

* 詳細な経費内訳は、別紙「広域連携補助事業実施報告書」に記載のとおり

様式第７（第１３条関係）別紙

**広域連携補助事業実施報告書**

**１　広域連携補助事業名**

**２　実施内容**

|  |
| --- |
|  |

**３　事業成果（事業実績及び事業実施による効果）**

|  |
| --- |
|  |

**４　実際に事業を実施して実感できた区市町村間の広域連携のメリット等**

|  |
| --- |
|  |

**５　広域連携補助事業の実施に要した経費及び補助対象経費の内訳**

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 経費名称・積算 | 広域連携補助事業の実施に要する経費 | 補助対象経費 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 | |  |  |

* 各区市町村の負担がわかるように記載すること。
* 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

**６　備考**

|  |
| --- |
|  |

様式第８（第１４条第１項関係）

文書番号

区市町村名

○年○月○日付（文書番号）により交付決定した地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金については、○年○月○日付（市町村文書番号）をもって提出された広域連携補助事業実績報告書を審査した結果、広域連携補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金　　　　　　　　円に確定する。

○年○月○日

東　京　都　知　事　名　　印

様式第９（第１５条関係）

区市町村文書番号

　○　年　○　月　○　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名　　印

○年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金請求書

○年○月○日付（文書番号）により確定通知のあった標記補助金に係る広域連携補助事業について、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　金　　　　　　　　　　円

（請求額積算根拠）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 金　額 |
| 交付決定額 | 円 |
| 確定額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残額 | 円 |

様式第１０（第２３条第３項関係）

区市町村文書番号

　○　年　○　月　○　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名　　印

　年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金に係る

取得財産等処分承認申請書

○年○月○日付（文書番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る広域連携補助事業により取得した取得財産等の処分について、地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金交付要綱第２３条第３項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　処分予定の取得財産等に係る広域連携補助事業の名称（間接補助事業の場合は間接補助事業の名称及び助成対象者の名称も記載すること）

２　処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日

３　処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価

４　処分予定の取得財産等の設置場所

５　処分予定方法

６　処分予定理由

様式第１０－２（第２３条第５項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村文書番号

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名　　印

　年度地域産業成長支援事業広域連携事業費補助金に係る

取得財産等処分結果報告書

　　　年　　月　　日付　　　　　　第　　号をもって承認のあった取得財産等を処分しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　処分した取得財産等に係る計画補助事業の名称（間接補助事業の場合は間接補助事業の名称及び助成対象者の名称も記載すること）

２　処分した取得財産等の名称

３　処分年月日

４　事実を確認できる書類等（契約書、領収書等）